

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和4年11月30日(水) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 11時00分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	橋口	裕二	2番	長友	順子	3番	新垣	吉男
4番	井尻	恵雄	5番	湯地	二三夫	6番	森	信幸
7番	河野	博子	8番	山下	栄	9番	杉尾	英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	日高	重樹	11番	佐光	真美	12番	林田	泰代
13番	黒木	正行	14番	有澤	章	15番	戸高	一志
16番	永田	貞義	17番	河野	伊栄雄	18番	樽見	一寛

4 欠席委員

5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第64号 農地法第5条の事業計画変更申請の承認について
- 第5 議案第65号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 第6 議案第66号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 第7 議案第67号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 第8 議案第68号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 第9 議案第69号 非農地証明願の承認について
- 第10 その他(合意解約、行事予定)

6 会議録署名委員 2番 長友 順子 3番 新垣 吉男

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長 三好 益夫 局長補佐 岩切 拓也 係長 川崎 恵美
主査 別宮 愛

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 それでは、11月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、11月の諸報告をさせていただきます。 7日、暖房機導入説明会がネクストファームにて開催されました。 8日、川南町都市計画審議会が第5会議室にて開催され、会長が出席されました。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 11日、あっせん会を開催しました。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 14日、市町村農業委員会会長及び事務局長会議が県トラック協会にて開催されました。 17日、川南町農業者年金受給者協議会グラウンドゴルフ大会が運動公園陸上競技場にて開催されました。 21日、4・5条現地調査検討会、第4小委員会を開催しました。 同じく21日、みやざき農業委員会女性ネットワーク研修会がニューウェルシィ宮崎にて開催されました。 同じく21日、農業委員・農地利用最適化推進委員全体研修がニューウェルシィ宮崎にて開催されました。 29日、尾鈴農業公社臨時幹事会が尾鈴地域農業活性化センターにて開催され、会長が出席されました。 本日、11月定例総会であります。 総会終了後、農地パトロール説明会を開催します。 また、本日午後、川南都農合同研修が都農町にて開催されます。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	7番	議長、7番。 11月10日、午前9時より役場第3会議室で10番委員と農家相談を行いました。相談件数は、1件でした。 <農家相談 報告>
報告 あっせん会	議長	あっせん会について、担当委員の報告をお願いします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
62号1番	18番	議長、18番。 11月11日、午前10時より役場第3会議室で11番委員とあっせん会を開催しました。 1反当り52万円で成立しました。
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することによろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、2番 長友順子委員、3番 新垣吉男委員を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
議案第64号 5条変更	議長	【日程第4】 議案第64号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第64号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の農地法第5条の規定による変更承認申請件数は、2件でございます。申請人、地番、地目、地積及び用途は別紙記載のとおりでございます。 調査担当第4小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしく願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第4小委員会の委員長報告を求めます。
	8番	議長、8番。 第4小委員会の委員長報告を行います。 11月21日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。平成9年に転用許可がでていますが実行できず次の方へ譲る変更申請になります。委員会としては問題ないと判断しました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
1号 補足説明	議長	第4小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
	6番	議長、6番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。平成9年8月に一般住宅として許可された件で今回申請人が代わって行うものです。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	<p>全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。</p>
2号 補足説明	6番	<p>議長、6番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。1号と同じ案件で地続きの土地になります。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
議案第65号 3条許可	議長	【日程第5】 議案第65号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第65号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、申請案件に対する、農地法第3条許可の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を頂き、審議を進めてまいります。 ここで、8番委員の退室を求めます。 ＜ 8番委員退室 ＞ 1号。
1号 補足説明	17番	議長、17番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。渡人は畜産をされていて、飼料を植えていましたが、受人から相談があって今回の申請になりました。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長 議長	議長 1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 1号については、許可する事にいたします。 ここで、8番委員の入室を許可します。 ＜ 8番委員入室 ＞ 次に、2号。
2号 補足説明	11番	議長、11番。 2号について補足説明いたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。申請人は親子で水稻を作っています。2筆は10番委員に調査をしてもらいました。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>2号については、許可する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
議案第66号 5条承認	議長	【日程第6】 議案第66号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第66号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、7件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第4小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第4小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	8番	議長、8番。 第4小委員会の委員長報告を行います。 11月21日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。1号、2号、3号は許可相当、4号、5号は砂利や建物があるということで始末書条件、6号は競売物件となります。7号についても許可相当と判断しました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第4小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 ここで、議長を交代します。 ＜ 1番委員退室 ＞ ＜ 2番委員が議長 ＞ 1号。
1号 補足説明	5番	議長、5番。 1号について補足説明いたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。以前は住宅があったのですが空き家になっていてその横の農地になります。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断されます。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であるため、許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
	<p>議長 議長</p>	<p>1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。</p> <p>ここで、1番委員の入室を許可します。 < 1番員入室 > 議長を交代します。 < 1番員が議長 > 次に、2号。</p>
<p>2号 補足説明</p>	<p>6番 議長 議長</p>	<p>議長、6番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。先ほどの議案第64号の件になります。申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地であるため第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、第1種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる場合であることから不許可の例外にあたると思われれます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。</p> <p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
		次に、3号。
3号 補足説明	6番	議長、6番。 3号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この件も議案第64号の件になります。申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地であるため第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、第1種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる場合であることから不許可の例外にあたりと考えられます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長 議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 3号については、承認する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	6番	議長、6番。 4号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。現在砂利がひいており駐車場として使いたいとのこと。申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地であるため第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであることから不許可の例外と考えられます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長 議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 4号については、承認する事にいたします。 次に、5号。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
5号 補足説明	6番	議長、6番。 5号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。4号の隣の土地で建物が建っております。貸人が住んでいましたが現在は倉庫として使っています。申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地であるため第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであることから不許可の例外と考えられます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長 議長	5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 5号については、承認する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	7番	議長、7番。 6号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。競売物件の案件で住宅の一部が農地にかかっているものです。申請地の農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の農地であるため第3種農地と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長 議長	6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 6号については、承認する事にいたします。 次に、7号。
7号 補足説明	15番	議長、15番。 7号について補足説明いたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。親子の贈与で息子さんが新しく牛舎と堆肥舎を造る申請です。申請地の農地区分は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地であるため農用地区域内農地と判断されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であるため、立地基準を満たし、かつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
	<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>7号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>7号については、承認する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
議案第67号 集積(所有権)	議長	【日程第7】 議案第67号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第67号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるもの でございます。 本案件の申請件数は、7件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	12番	議長、12番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。約2反で80万円の売買になりま す。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろ しくお願いします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 全員賛成と認めます。 1号号については、決定する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	12番	議長、12番。 2号について補足説明いたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は、記載のとおりです。先ほどと同じで約2反で80万円の売買になります。お二方とも高齢のため手放されたようです。現在はお茶畑になっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>2号については、決定する事にいたします。</p> <p>次に、3号。</p>
3号 補足説明	14番	<p>議長、14番。</p> <p>3号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。木城町の方同士の売買となります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>3号については、決定する事にいたします。</p> <p>次に、4号。</p>
4号 補足説明	1番	<p>私が担当ですので、4号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。渡人がもう営農をしないということで、すべての田を受人に売買するものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。</p>

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
		ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。 次に、5号。
5号 補足説明	4番	議長、4番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。成年後見人は譲渡人の次女になります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
		ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 5号については、決定する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	4番	議長、4番。 6号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。5号の田に入るために合わせて売買するもので、これで耕作がしやすくなります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
		ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 6号については、決定する事にいたします。 ここで、16番委員の退室を求めます。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>< 16番委員退室 > 次に、7号。</p>
7号 補足説明	18番	<p>議長、18番。 7号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。あっせん会で成立した特例事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
	議長 議長	<p>7号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 7号については、決定する事にいたします。 ここで、16番委員の入室を許可します。 < 16番委員入室 ></p>

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
議案第68号 集積(利用権)	議長	【日程第 8】 議案第68号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第68号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるもの でございます。 本案件の申請件数は、17件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の経営状況 は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 ここで、議長を交代します。 ＜ 1番委員退室 ＞ ＜ 2番委員が議長 ＞ 1号。
1号 補足説明	14番	議長、14番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願いいたします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>ここで、1番委員の入室を許可します。</p> <p>＜ 1番員入室 ＞</p> <p>議長を交代します。</p> <p>＜ 1番員が議長 ＞</p> <p>次に、2号。</p>
2号 補足説明	14番	<p>議長、14番。</p> <p>2号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。</p>
	議長 議長	<p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>2号については、決定する事にいたします。</p> <p>ここで、7番委員の退室を求めます。</p> <p>＜ 7番委員退室 ＞</p> <p>次に、3号。</p>
3号 補足説明	10番	<p>議長、10番。</p> <p>3号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。</p>
	議長 議長	<p>3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>3号については、決定する事にいたします。</p> <p>ここで、7番委員の入室を許可します。</p> <p>＜ 7番委員入室 ＞</p>

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
		次に、4号。
4号 補足説明	10番	議長、10番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。
	議長 議長	議長 4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。 次に、5号。
5号 補足説明	1番	私が担当ですので、 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。
	議長 議長	議長 5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 5号については、決定する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	1番	私が担当ですので、 6号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 6号については、決定する事にいたします。 次に、7号。
7号 補足説明	1番	私が担当ですので、 7号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	7号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 7号については、決定する事にいたします。 次に、8号。
8号 補足説明	13番	議長、13番。 8号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	8号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 8号については、決定する事にいたします。 次に、9号。
9号 補足説明	2番	議長、2番。 9号について補足説明いたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。
	議長	9号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 9号については、決定する事にいたします。 次に、10号。
10号 補足説明	12番	議長、12番。 10号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。
	議長	10号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 10号については、決定する事にいたします。 次に、11号。
11号 補足説明	17番	議長、17番。 11号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。
	議長	11号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 11号については、決定する事にいたします。 次に、12号。
12号 補足説明	17番	議長、17番。 12号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。
	議長 議長	議長 12号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 12号については、決定する事にいたします。 次に、13号。
13号 補足説明	7番	議長、7番。 13号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。
	議長 議長	議長 13号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 13号については、決定する事にいたします。 次に、14号。
14号 補足説明	9番	議長、9番。 14号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。</p>
	議長	<p>14号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>14号については、決定する事にいたします。</p> <p>次に、15号。</p>
15号 補足説明	6番	<p>議長、6番。</p> <p>15号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。</p>
	議長	<p>15号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>15号については、決定する事にいたします。</p> <p>次に、16号。</p>
16号 補足説明	8番	<p>議長、8番。</p> <p>16号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。</p>
	議長	<p>16号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	<p>全員賛成と認めます。 16号については、決定する事にいたします。 次に、17号。</p>
17号 補足説明	18番	<p>議長、18番。 17号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。特例事業の一時貸付によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。</p>
	議長 議長	<p>17号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 17号については、決定する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
議案第69号 非農地証明	議長	【日程第9】 議案第69号 「非農地証明願いの承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第69号 「非農地証明願いの承認について」その提案理由を説明申し上げます。 本案件の申請件数は、3件でございます。 申請地の所在、地番、地目及び地積は、別紙記載のとおりであります。 調査担当第4小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしく願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第4小委員会の委員長報告を求めます。
	8番	議長、8番。 第4小委員会の委員長報告を行います。 11月21日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。1号、2号は隣り合わせで1号は除草作業はされていますが、2号は荒れた状態で、3号は通浜地区の住宅の中ということで非農地相当と判断しました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第4小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	7番	議長、7番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。ここは220㎡ほどですが、何を作ってもものが出来なくて、草が生えたらロータリーをかけている状態だそうです。申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であることから農地でないと判断されます。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よりお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
		ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	7番	議長、7番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。ここは1号の上の段になりまして、家も誰も住んでいなくて、以前は人に貸していましたが、その方が作らなくなってからは竹が生えてきている状態です。申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であることから農地でないと判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よりお願いいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
		ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	6番	議長、6番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。委員長報告でもありました住宅の密集地で原野となっております。申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であることから農地でないと判断されます。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よりお願いいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第10】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について、報告いたします。 解約については、耕作者変更のためが8件、貸借期間変更のためが2件、売買のためが8件、契約面積変更のためが4件の計22件となります。
	議長	「合意解約」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「12月の行事予定」について、報告いたします。
	議長	「12月の行事予定」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
	議長 議長	他に何かありませんか。 すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和4年11月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

川南町農業委員会 11月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

2番

3番